令和3年度

島根県交通安全県民運動実施要綱

島根県交通安全シンボルマーク

島根県観光キャラクター「しまねっこ」
島観連許諾第6574号

第1 趣　旨

この運動は、交通安全推進機関・団体が連携を密に県民総ぐるみの交通安全運動を展開することにより、県民一人ひとりが交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付け、交通事故のない安全で安心なしまねの実現を図ることを目的とする。

第2 推進期間

令和３年４月１日㈭から令和４年３月31日㈭まで

第3 主　唱

島根県交通安全対策協議会

第4 推進機関・団体等

1　推進機関・団体（別表１のとおり）
　島根県交通安全対策協議会構成機関・団体
　市町村交通安全対策協議会構成機関・団体
2　協賛団体（別表１のとおり）

令和２年度島根県交通安全ポスターコンクール入賞
島根県交通安全協会主催

村尾　和奏さんの作品　雲南市立木次小学校　４年

第5 年間の運動重点

1　高齢者の交通事故防止（最重点）
2　子供の交通事故防止
3　飲酒運転の根絶
4　全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
5　自転車の安全利用の推進（特に、「自転車安全利用五則」の遵守）

※「子供」とは、中学生以下をいう。「高齢者」とは、65歳以上をいう。

第6 推進機関・団体の推進事項

推進機関・団体は、相互に連携を図り、それぞれの地域の交通実態と組織の実情に応じた具体的な実施計画を策定し、県民総参加のきめ細かな運動を積極的に展開する。（別表２のとおり）

第7 運動の実施計画

1 全国運動

運動名	期間
春の全国交通安全運動	4月6日～15日（10日間）
秋の全国交通安全運動	9月21日～30日（10日間）

※全国交通安全運動の実施要領は別に定める。

2 期間を定めて行う運動

運動名	期間
自転車マナーアップ運動	5月1日～31日（1か月間）
夏の交通事故防止運動	7月1日～21日（21日間）

運動名	期間
高齢者の交通事故防止運動	11月1日～21日（21日間）
年末の交通事故防止運動	12月11日～31日（21日間）

※期間を定めて行う運動の実施要領は別に定める。

3 日を定めて行う運動

名称	活動日	運動の進め方
交通安全県民の日	毎月1日※	交通安全県民の日制定要綱に基づき街頭啓発活動を実施する。
自転車・二輪車交通安全指導の日	毎月18日※	1　自転車の正しい乗り方、二輪車の正しい乗車を指導する。 2　自転車・二輪車の点検整備を指導する。
交通事故死ゼロを目指す日（全国一斉）	4月10日 9月30日	全国交通安全運動にあわせ、交通事故死ゼロを目指した交通安全行事等を開催し、安全意識の高揚を図る。

※1日又は18日が土・日曜、祝休日に当たるときは、その直後の平日を活動日とする。

島根県交通安全キャラクター「ぴー子ちゃん」

4 交通死亡事故多発警報等発令時の活動

活動名	期間	主な実施事項
交通死亡事故多発警報等発令時の緊急対策	10日間	交通死亡事故多発警報等の発令・宣言及び緊急対策実施要領に基づき実施する。

5 通年で取組む広報啓発事項

- 道路で、いわゆる「歩きスマホ」等の行為をしないこと。
- 点字ブロックの上で不用意に立ち止まったり、荷物を置かないこと。
  また、点字ブロックの上やその近くに、駐車や自転車の駐輪をしないこと。
- トラック等に設置されている後退時の警報音装置（バックブザー）、ハイブリッド車等の「車両接近通報装置」を適切に使用して、周囲の安全を確保すること。

6 その他行事

- 春の全国交通安全運動推進の集い（4月5日㈪　県庁前広場）
- 秋の全国交通安全運動推進の集い（9月中旬　県庁前広場）
- 第57回島根県交通安全県民大会　（11月5日㈮　松江市）

令和2年中の県内における交通事故発生状況

1 交通事故発生状況

発生件数	737件	（前年比　－190件）
死者数	18人	（前年比　－7人）
負傷者数	832人	（前年比　－226人）

2 運動重点ごとの交通事故の状況

高齢者

高齢者の交通事故死者数は14人（前年比－4人）で、全死者数の77.8％であった。また、高齢者が関係する交通事故の発生件数は333件（前年比－77件）、負傷者は200人（前年比－45人）で、死者数、発生件数、負傷者数とも前年より減少した。

子供

子供の交通事故は、発生件数24件（前年比－4件）、負傷者39人（前年比－2人）と前年より減少し、死亡事故の発生はなかった。

しかし、全般的には登下校時間帯の被害が多い。

飲酒運転

飲酒運転による人身交通事故は14件（前年比＋2件）、うち死亡事故が1件（前年比－1件）発生し、死者1人（前年比－1人）、負傷者17人（前年比＋1人）であった。

なお、飲酒運転による死亡事故は、平成28年から5年連続で発生している。

シートベルト

自動車（四輪）乗車中（運転・同乗）の交通事故死者9人のうち、2人がシートベルト非着用であり、その構成比は22.2％であった。

自転車

自転車関連の交通事故は、発生件数95件（前年比－23件）、死者3人（前年比＋1人）、負傷者97人（前年比－18人）、対歩行者事故は0件（前年比－1）であった。

依然として人身交通事故の約1割を占め、自転車乗用中の死傷者のうちの約1割は自転車側にも違反があった。

第8 年間の運動重点に対する取組

1 高齢者の交通事故防止 最重点

令和３年度使用交通安全年間スローガン ～ あせらない　次の青でも　いいじゃない ～

令和２年度島根県交通安全ポスターコンクール入賞
島根県交通安全協会主催
吉永 瑞貴さんの作品
出雲市立四絡小学校 １年

1 推進事項（高齢者とは、65歳以上をいう。）

(1) 高齢歩行者等の安全行動の実践（特に「補償歩行」の広報啓発）
(2) 高齢運転者対策の推進（特に「補償運転」の広報啓発）
(3) 高齢者への思いやり運転の励行

2 推進内容等

推進主体		主な推進内容
高齢者	歩行者 自転車	○加齢による心身への影響を自覚し、自分の身体能力に応じた、道路における安全行動を実践し、補償歩行※1を励行する。 ○参加・体験・実践型の交通安全教室に積極的に参加し、交通ルールの遵守と安全行動を実践する。 ○交通事故時の被害軽減のため、自転車を利用する時はヘルメットを着用する。
	運転者	○加齢による運転への影響を自覚し、自分の運転能力に応じた慎重な運転に努めるなど、補償運転※1を励行する。 ○70歳以上の運転者は、「高齢運転者マーク」の表示に努める。 ○高齢運転者向け安全運転サポート車（サポカーＳ）※2の使用や国の性能認定制度で認定された後付け安全装備の装着を検討する。 ○運転免許の自主返納（一部返納も含む）について検討する。
一般運転者		○交差点や横断歩道付近では、安全確認と減速・徐行を励行し、歩行者保護を徹底する。 ○高齢の歩行者や自転車利用者に対しては、高齢者の動きに対応できるよう減速・徐行運転を実践する。 ○高齢運転者マーク表示車に対する思いやりのある運転を実践する。 ○携帯電話の使用やカーナビの画面注視などによる「ながら運転」は絶対にしない。 ○早めのライト点灯と上向きライト（ハイビーム）の活用を実践する。**※ライト点灯目安時間～日没の約30分前**
家庭		○高齢者が夕暮れ時から夜間・早朝に外出・帰宅する際は、反射材の着用や懐中電灯の使用を促す。 ○高齢者が出かける際には、道路横断時の危険性や安全確認の徹底など「声かけ」を励行する。 ○身体機能の変化や認知機能の低下により、運転に不安を感じている高齢者の運転免許証自主返納を考える。
地域 職場		○反射材の着用や道路横断時の安全確認の徹底など、高齢者が安全行動を実践するための「声かけ」を励行する。 ○安全講習の開催、チラシ等の回覧により、高齢者を交通事故から守る意識の高揚を図る。
県 市町村 警察 関係機関・団体		○参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。 ○交通安全教育を受ける機会が少ない高齢者を中心とした高齢者世帯訪問活動を推進する。 ○反射材の普及と着用の促進を図る。 ○身体機能の状態を自覚できる各種検査機器を活用した講習や、運転実技講習会を開催して、高齢運転者対策を推進する。 ○運転免許証を自主的に返納しやすい環境の整備に向けた取組や、運転に不安を感じている高齢者や家族が相談できる窓口の充実を図る。 ○高齢運転者向け安全運転サポート車（サポカーＳ）※2や国の性能認定制度で認定された後付け安全装備の普及啓発を行う。

■補償歩行・補償運転 ※1

危険を避けるため、外出する時と場所を選択し、十分な歩行・運転能力が発揮できるよう心身及び環境を整え、加齢に伴う安全行動・運転技能の低下を補うような行動・運転方法を採ることをいいます。
具体的に補償歩行では
「道路を横断するときは横断歩道を利用する。」「明るいうちに用事を済ませ、夜間の外出を控える。」
「夕暮れ時から夜間・日の出前の外出は必ず反射材を着用する。」「横断中にも安全確認し、慌てずに横断する。」
「歩行者用信号が点滅したら、次に信号が青になるまで待つ。」
などがあり、補償運転では
「余裕を持った運転計画をたてる」（運転準備）「夜間や雨の日の運転を控える」（運転制限）
「後続車が迫って来たら脇によけて先に行かせる」（避難運転）「ラジオなど聞かずに運転する」（運転集中）
などがあります。

■高齢運転者向け安全運転サポート車（サポカーS） ※2

高齢運転者の安全運転を支援する車で、自動ブレーキとペダル踏み間違い時加速抑制装置を搭載した自動車をいいます。
搭載装置に応じて、次の表に区分されます。

ワイド	自動ブレーキ（対歩行者）、 ペダル踏み間違い時加速抑制装置、車線逸脱警報、先進ライト
ベーシック+	自動ブレーキ（対歩行者）、ペダル踏み間違い時加速抑制装置
ベーシック	低速自動ブレーキ（対車両）、ペダル踏み間違い時加速抑制装置

■高齢者・高齢者以外の交通事故死者数（H28～R２年）

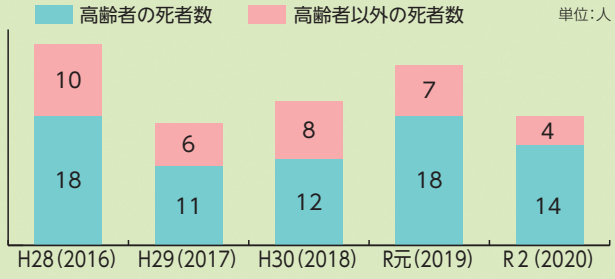

■高齢者死者の昼夜別状態別死者数（H28～R２年：73人）

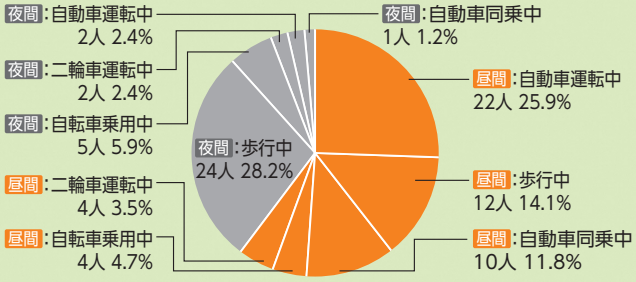

2 子供の交通事故防止

令和３年度使用交通安全年間スローガン ～ 手をあげて　じぶんでまもろう　いのちのあいず ～

令和2年度島根県交通安全ポスターコンクール入賞
島根県交通安全協会主催

曽田　翔亜さんの作品
出雲市立平田小学校　３年

1 推進事項（子供とは、中学生以下をいう。）

(1) 交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践　(2) 街頭における安全指導等の徹底
(3) 通学路等の安全点検の励行　(4) 子供への思いやり運転の励行

2 推進内容等

推進主体	主な推進内容
子供	○道路を横断する時は、必ず左右の安全を確認し、飛び出しや車の直前直後からの横断はしない。 ○自転車を利用する時は、乗車用ヘルメットを着用し、信号や一時停止などの交通ルールを守って安全確認を徹底する。
運転者	○通学路等や子供が利用する施設の周辺では、スピードダウンを徹底し、子供の飛び出しや横断に配慮した思いやり運転を心がける。 ○携帯電話の使用やカーナビの画面注視などによる「ながら運転」は絶対にしない。 ○交差点や横断歩道付近では、安全確認と減速・徐行を励行し、歩行者保護を徹底する。 ○早めのライト点灯と上向きライト（ハイビーム）の活用を実践する。**※ライト点灯目安時間～日没の約30分前**
家庭	○自宅周辺の危険箇所や通学路等を子供と確認し、家族で交通安全について話し合う。 ○子供が出かける際には、「飛び出しをしない」など安全行動の具体的な声かけをする。 ○子供に正しい交通ルールを教えるために、交通安全講習会等に積極的に参加する。
学校	○交通事故事例やヒヤリハット体験を取り入れた、道路の横断及び自転車の乗り方指導など交通安全教育を反復実施する。 ○通学路等の安全点検を実施するとともに、登下校時の街頭指導を徹底する。
地域・職場	○子供が事故に遭わないように「声かけ」を励行し、街頭における保護誘導活動を実施する。 ○交通安全講習会の開催、回覧板、チラシなどにより、子供を交通事故から守る意識の高揚を図る。
県・市町村 警察 関係機関・団体	○交通安全教育指針に基づき、子供の年齢層に応じた交通安全教育を段階的・体系的に推進する。 ○保護者対象の交通安全講習会を開催する。 ○登下校時等における街頭指導・保護誘導を徹底する。 ○通学路等における子供の安全な通行を確保するために、交通安全総点検を推進する。

3 飲酒運転の根絶

令和３年度使用交通安全年間スローガン ～ 飲む前に　ハンドルキーパー　決めたかな ～

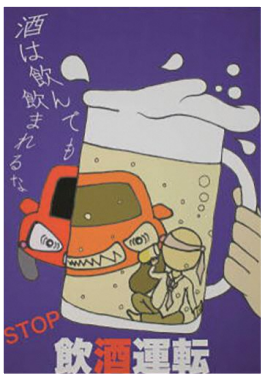

令和2年度島根県交通安全ポスターコンクール入賞
島根県交通安全協会主催
福田　陸人さんの作品
島根県立東部高等技術校

1 推進事項

(1) 飲酒運転追放三ない運動の徹底「飲んだら乗らない、乗るなら飲まない、乗るなら飲ませない」
(2) 飲酒運転を許さない環境づくりの推進

2 推進内容等

推進主体	主な推進内容
運転者	○飲酒運転は極めて悪質かつ危険な反社会的行為であることを自覚し、「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」を徹底する。 ○二日酔いでも飲酒運転になることを自覚し、わずかでも体調不良を感じるときは、絶対に運転しない。
家庭	○飲酒運転の危険性を家族で話し合い、「飲酒運転をしない、させない」を徹底する。 ○車を運転してきた人、これから車を運転する人には「乗るなら飲ませない」を徹底する。 ○二日酔いで飲酒運転にならないように家族で注意する。
地域・職場 酒類提供事業者 	○回覧板や朝礼、交通安全教育などの機会を活用し、飲酒運転の危険性や交通事故の悲惨さを訴え、飲酒運転を許さない意識を高める。 ○運転者にお酒を勧めること、飲酒運転をするおそれのある者に車両を貸すこと、飲酒運転の車両に同乗することは犯罪になることを周知徹底する。 ○飲酒会合時に、お酒を飲まずに送迎を担当する人（ハンドルキーパー）を決める「ハンドルキーパー運動」を実践する。 ○アルコール検知器を使用するなど、厳正な運行前点呼（呼気検査）を徹底する。 ○車を運転する客には酒類を提供しないこと、飲酒した客には絶対に車を運転させないことを徹底し、飲酒運転追放の環境づくりを醸成する。
県 市町村 警察 関係機関・団体	○各種広報媒体を活用し、飲酒運転追放三ない運動、飲酒運転の危険性・反社会性・責任の重大性について広報啓発を行う。 ○交通安全講習・飲酒運転根絶に向けた取組を実施し、飲酒運転根絶の気運を盛り上げ、飲酒運転を許さない環境づくりを醸成する。 ○飲酒会合時の「ハンドルキーパー運動」の普及推進を図る。 ○運転者にお酒を勧めること、飲酒運転をするおそれのある者に車両を貸すこと、飲酒運転の車両に同乗することは犯罪になることを周知する。 ○飲酒運転の取締りを強化し、飲酒運転者の周辺者に対する責任の追及を徹底する。 ○「島根県アルコール健康障がい対策推進計画（H29年度策定）」に基づき、自治体・関係機関団体が連携して、飲酒運転根絶の意識の醸成を推進する。

4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

令和３年度使用交通安全年間スローガン　～ まあだだよ　ベルトみんなが　しめるまで ～

令和２年度島根県交通安全ポスターコンクール入賞
島根県交通安全協会主催
山本　佳汰さんの作品
隠岐の島町立五箇中学校　２年

1 推進事項

(1) 全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底（特に、後部座席のシートベルト着用）
(2) 体格に応じたチャイルドシートの正しい使用の徹底

2 推進内容等

推進主体	主な推進内容
運転者	○後部座席を含めた全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの着用が命を守ることを理解する。 ○運転開始前には、同乗者全員がシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しているか確認する。 ○6歳以上であっても、体格等の状況によりシートベルトを適切に着用できない子供には、チャイルドシートを使用する。 ○チャイルドシートは基準に適合したものを正しく使用し、子供の安全を守る。
家庭	○家族で、シートベルト・チャイルドシートの必要性・着用効果について話し合い、全席での正しい着用の実践と習慣付けを図る。 ○乗車時には、全ての座席でシートベルト・チャイルドシートを正しく着用しているか、家族で確認する。
地域 職場	○回覧板や朝礼、交通安全教育などの機会を活用し、シートベルト・チャイルドシート着用の必要性と効果を繰り返し指導し、地域や職場ぐるみで、全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの着用を推進する。
県 市町村 警察 関係機関・団体	○各種広報媒体を活用し、全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの着用の必要性と着用効果について広報啓発を行う。 ○街頭活動や交通安全講習会などの機会に、特に着用が低調な後部座席のシートベルトとチャイルドシート着用の指導を徹底する。 ○シートベルトコンビンサーを活用した体験型講習などにより、シートベルト着用意識の高揚を図る。

■シートベルト・チャイルドシート県内着用状況（一般道路）

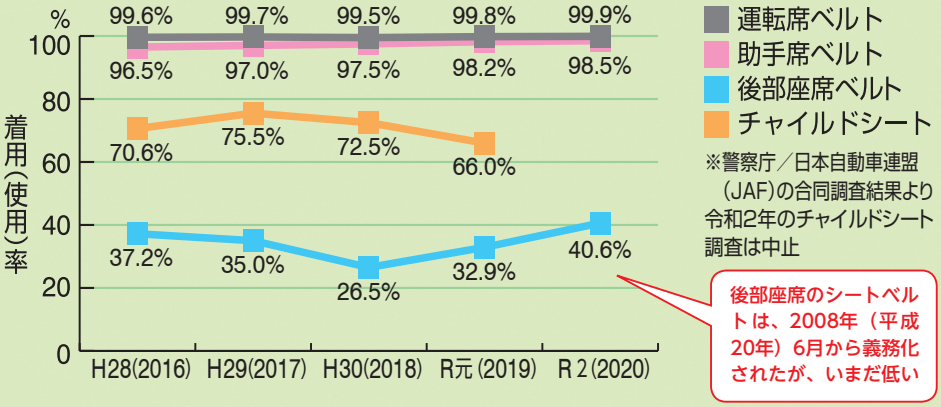

※警察庁／日本自動車連盟（JAF）の合同調査結果より
令和2年のチャイルドシート調査は中止

後部座席のシートベルトは、2008年（平成20年）6月から義務化されたが、いまだ低い

国の安全基準への適合が確認されたチャイルドシートには、以下のいずれかの表示があります。

E43
自

※「43」以外の番号が付されている製品も適合品です。

チャイルドシート着用推進シンボルマーク「ガチャピョン」

トピックス

歩行者や自転車が横断歩道を渡ろうとしているときは、車は必ず止まって譲りましょう！

横断歩道を歩行者や自転車が渡ろうとしているときは、自動車はその横断歩道の手前で一時停止して、その歩行者や自転車の横断を妨げないようにしなくてはなりません。（道路交通法第38条後段）

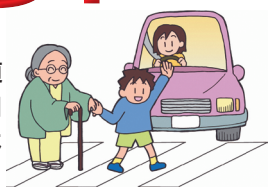

■信号機のない横断歩道での歩行者横断時における車の一時停止状況

※日本自動車連盟（JAF）の調査結果　2016～2020より

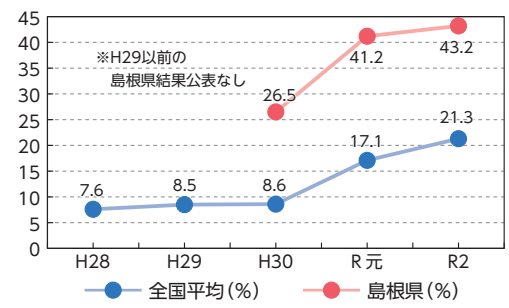

5 自転車の安全利用の推進
（特に、「自転車安全利用五則」の遵守）

令和３年度使用交通安全年間スローガン　～ じてんしゃと　いつもともだち　へるめっと ～

令和2年度島根県交通安全ポスターコンクール入賞
島根県交通安全協会主催

井澤　翔さんの作品
安来市立十神小学校　５年

1 推進事項

(1) 自転車利用時の交通ルールの遵守とマナーの徹底
(2) 自転車の点検整備と損害賠償責任保険加入の励行
(3) 乗車用ヘルメットの着用促進

2 推進内容等

推進主体	主な推進内容
自転車利用者	○「自転車は車両」であることを自覚し、車道の左側通行、歩道通行時の歩行者優先など、自転車安全利用五則を遵守する。 ○信号や一時停止標識は必ず守り、傘差しや無灯火運転、並進、スマートフォンやイヤホン等を使用しながらの走行はしないなど、交通ルールの遵守と安全確認を徹底する。 ○見通しの悪い交差点などでは安全確認を徹底し、夕暮れ時には、早めのライトの点灯や反射材を着用する。 ○交通事故時の被害軽減のため、自転車を利用する時はヘルメットを着用する。 ○自転車の定期的な点検整備を励行し、確実に整備された自転車を使用する。 ○自転車事故が発生した場合の備えとして、傷害・賠償責任保険や自転車保険に加入する。
家庭	○家族で自転車の正しい通行方法、危険な走行や迷惑行為等について話し合い、交通ルールの遵守とマナーの徹底に努める。 ○自転車を利用するときは、安全のため乗車用ヘルメットの着用に努める。 ○自転車事故が発生した場合の備えとして、傷害・賠償責任保険や自転車保険に加入する。
学校	○年齢に応じた自転車の正しい乗り方や乗車用ヘルメット着用効果を指導する交通安全教室を開催する。 ○地域ボランティアと連携し、通学路での街頭指導を推進する。 ○夕暮れ時には、早めのライトの点灯や反射材の着用を指導する。
地域職場	○自転車利用者に対し、自転車安全利用五則による交通ルールの遵守とマナー徹底の街頭指導を実施する。 ○交通安全講習会の開催、回覧板、チラシなどにより、自転車の交通ルール遵守とマナー徹底の意識の高揚を図る。
県 市町村 警察 関係機関・団体	○自転車安全利用五則の周知徹底を図る交通安全講習会や、自転車シミュレーターを活用した体験型講習会を開催する。 ○毎月18日の「自転車・二輪車交通安全指導の日」の定着化と、県民総ぐるみによる自転車の安全利用を推進する。 ○LEDライト・反射材を備えた安全性の高い自転車の利用を促進する。 ○自転車の定期的な点検整備を励行し、確実に整備された自転車の使用を促進する。 ○自転車事故が発生した場合の備えとして、「TSマーク（保険付帯）」などの傷害・賠償責任保険や自転車保険への加入を促進する。

『自転車安全利用五則』

（2007年（平成19年）７月10日交通対策本部決定）

1．自転車は、車道が原則、歩道は例外
2．車道は左側を通行
3．歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4．安全ルールを守る
　●飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
　●夜間はライトを点灯
　●交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5．子供はヘルメットを着用

自転車保険の例 ❶ 『ＴＳマーク（保険付帯）』

自転車安全整備士が点検・整備した普通自転車に貼付されるマークで、傷害及び賠償責任保険が付加されています。

死亡、重度後遺障害に対し、最高１億円の賠償責任保険金等が支払われます。

保険の有効期間はマークに記載された点検日から１年間で、ＴＳマークの看板のある自転車安全整備店で取り扱っており、点検・整備費（最低1,200円程度）が必要となります。

【ＴＳマーク】
（島根県では第二種・赤マークのみ取り扱い）

	補償内容	
傷害補償	●死亡 ●重度後遺障害（1～4級）	一律 100万円
	●入院加療15日以上の傷害	一律 10万円
賠償責任補償	●死亡 ●重度後遺障害（1～7級）	限度額 1億円
被害者見舞金	●入院加療15日以上の傷害	一律 10万円

全日本交通安全協会の
自転車会員入会
および
サイクル安心保険加入ご案内

自転車保険の例 ❷ 【サイクル安心保険】

全日本交通安全協会の自転車保険制度

詳細は下記を検索、または右のＱＲコードから

全日本交通安全協会　自転車会員　検索

会員

※このほか、各損害保険会社の自転車保険（個人損害賠償責任保険や傷害保険）があり、コンビニで取り扱っている商品や自動車保険・火災保険等の特約もあります。

別表1 推進（協賛）機関・団体（順不同）

（推進機関・団体）

島根県
市町村
島根県警察本部
島根県教育委員会
島根労働局
中国運輸局島根運輸支局
国土交通省松江国道事務所
国土交通省浜田河川国道事務所
島根県市長会
島根県町村会
島根県市町村教育長会
島根県交通安全協会
島根県高速道路交通安全協議会
島根県安全運転管理者協会
自動車安全運転センター島根県事務所
島根県指定自動車教習所協会
島根県地域交通安全活動推進委員協議会
自動車事故対策機構島根支所
島根県系統農協・警察防犯対策協議会
島根県交通安全母の会連合会
島根県連合婦人会
日本自動車連盟島根支部
島根県社会福祉協議会
島根県老人クラブ連合会
島根県保育協議会
島根県消防協会
島根県公民館連絡協議会
島根県旅客自動車協会
島根県トラック協会
島根県建設産業団体連合会
島根県二輪車普及安全協会
島根県自動車整備振興会
島根県自動車販売協会
島根県軽自動車協会
軽自動車検査協会島根事務所
島根県中古自動車販売協会
島根県自転車軽自動車商協同組合
島根県石油商業組合
日本労働組合総連合会島根県連合会
島根県連合青年団
島根県友愛会
島根県交通運輸産業労働組合協議会
島根県商工会議所連合会
島根県商工会連合会
西日本旅客鉄道株式会社米子支社
一畑電車株式会社
一畑バス株式会社
石見交通株式会社
島根県公立高等学校長協会
島根県小学校長会
島根県中学校長会
島根県私立中学高等学校連盟
島根県国公立幼稚園・こども園長会
島根県特別支援学校長会
島根県高等学校ＰＴＡ連合会
島根県ＰＴＡ連合会
島根県幼稚園・こども園ＰＴＡ連合会
島根県旅館ホテル生活衛生同業組合
島根県飲食業生活衛生同業組合
日本自動車旅行ホテル協会島根支部
島根県病院協会
島根県小売酒販組合連合会

（協賛団体）

日本道路交通情報センター松江センター
朝日新聞松江総局
ＮＨＫ松江放送局
エフエム山陰
共同通信社松江支局
山陰中央新報社
ＴＳＫさんいん中央テレビ
ＢＳＳ山陰放送
産経新聞社
時事通信社松江支局
新日本海新聞社
中国新聞社
日本海テレビ
日本経済新聞社松江支局
毎日新聞松江支局
読売新聞松江支局
島根日日新聞社
島根県ケーブルテレビ協議会

別表2　推進機関・団体が行う推進事項

推進機関・団体	推進事項
共通の推進事項	1　年間・各季の交通安全運動、「交通安全県民の日」等における活動の効果的推進 2　職員・従業員等に対する交通安全運動の周知徹底 3　職員・従業員等に対する交通安全教育の推進 4　各種広報媒体やSNSを活用した広報啓発活動の推進 5　パンフレット、チラシ等の啓発資料の作成・配布 6　その他交通安全活動の推進に関する事項
県	1　市町村、各推進（協賛）機関・団体に対する交通安全運動推進の協力要請と助言支援 2　交通安全運動等に伴う連絡会議の開催 3　交通事故発生状況等交通安全情報の提供 4　交通死亡事故多発警報等の発令及び同警報等発令に伴う緊急対策の推進 5　高齢者・成人・大学生等に対する交通安全教育事業の推進 6　交通安全県民大会の開催 7　その他交通安全活動の推進に関する事項
市町村	1　住民に対する交通安全運動の浸透と運動参加の呼びかけ 2　各推進（協賛）機関・団体に対する交通安全運動推進の協力要請と助言支援 3　交通安全教室の開催など「交通安全教育指針」を活用した交通安全教育の推進 4　交通安全施設、通学路などの点検・整備 5　交通指導員による街頭指導の強化 6　その他交通安全活動の推進に関する事項
警察	1　悪質・危険な違反に対する交通指導取締りの強化 2　「交通安全教育指針」に基づく年齢層に応じた体系的交通安全教育の推進 3　推進（協賛）機関・団体に対する交通事故分析資料及び道路交通情報などの交通情報の提供 4　交通安全関係機関・団体の指導育成 5　交通の安全と円滑を図るための効果的な交通規制の実施 6　ゾーン30対策等道路交通環境の整備 7　その他交通安全活動の推進に関する事項
教育委員会（県・市町村）	1　「交通安全教育指針」に基づく幼児、児童、生徒等に対する交通安全教育の推進 2　交通安全教育指導者の資質の向上 3　登・下校（園）時における街頭指導の充実と通学路の点検 4　自転車の点検整備と正しい乗り方指導の徹底 5　その他交通安全活動の推進に関する事項
道路管理者（国土交通省・県・市町村）	1　道路パトロールの強化 2　道路の整備、障害物の除去など道路交通環境の整備・充実 3　交通安全施設の点検・整備 4　道路情報の提供 5　道路標識・標示の点検・整備と視認性の確保 6　推進（協賛）機関・団体との連携による交通安全総点検の実施 7　その他交通安全活動の推進に関する事項
交通安全協会	1　各種交通安全運動の実施促進 2　「交通安全教育指針」に基づく交通安全教育の推進 3　ハンドルキーパー運動の推進 4　反射材の普及と着用の促進 5　チャイルドシートの貸出 6　高齢運転者に対する運転適性診断の促進 7　その他交通安全活動の推進に関する事項
安全運転管理者協会 トラック協会 旅客自動車協会	1　事業所に対する交通安全指導の強化 2　事業所の安全運転管理の徹底 3　事業所における講習会、研修会の開催 4　事業所における若年運転者対策の推進 5　飲酒運転の根絶・シートベルト等着用運動の推進 6　高齢者を交通事故から守る一事業所一運動の推進 7　アルコール検知器の適正な使用、厳正な点呼実施の徹底 8　その他交通安全活動の推進に関する事項
指定自動車教習所協会	1　教習生に対する交通安全意識の醸成 2　シートベルト・チャイルドシート・ヘルメットの正しい着用指導 3　危険予測運転の実地教育訓練 4　高齢運転者教育の充実 5　教習所一日開放による交通安全活動の推進 6　その他交通安全活動の推進に関する事項
交通安全母の会	1　高齢者の交通事故防止の推進 2　各種交通安全教室の開催 3　世代間交流事業の促進 4　その他交通安全活動の推進に関する事項

島根県交通事故相談所

島根県交通事故相談所では、交通事故の損害賠償に関するいろいろな悩みごとなどについて無料相談を行っています（面談又は電話）。

◎　下記について、新型コロナウィルス感染症拡大防止のため、巡回相談は当分の間休止しています。

●相談場所は

名称	所在地・開設日	電話・FAX
島根県交通事故相談所	松江市殿町8番地　島根県庁南庁舎　別館1階 開設日：月～金曜日（祝休日及び年末年始は除く）	0852-22-5102 (FAX 22-6509)
島根県交通事故相談所 浜田相談室	浜田市片庭町254　浜田合同庁舎1階 開設日：毎週水曜日（祝休日及び年末年始は除く）	0855-29-5563

※相談時間は、午前は9時から12時まで、午後は1時から4時までです。

●巡回相談は

地区	会場	相談日
大田	大田市役所	第１火曜日
出雲	出雲市役所	第３木曜日
益田	益田市役所	第４木曜日（要予約）
隠岐	隠岐の島町役場	6・9・12・3月の第２木曜日とその翌日（要予約）

※出雲・大田・益田会場の相談時間は、午前9時から午後3時までです。
※隠岐会場は、木曜日午後1時から4時まで、金曜日は午前9時から12時までです。
※相談日が祝休日又は年末年始の閉庁日に該当する場合は、変更します。